

福岡県公報

令和 5 年 12 月 1 日
第 452 号

目 次

告 示 (第733号 - 第751号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

公 告

○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	14
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	(建築指導課)	14
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	14
○落札者等の公示	(企 画 課)	15
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	15
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	17
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(障がい福祉課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
公安委員会		
○運転免許取得者等教育の認定代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	17
○運転免許取得者等教育の認定代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	18
○運転免許取得者等検査の認定代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	18
○運転免許取得者等検査の認定代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	18

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………18
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………19
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………19
- クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………20

告 示

福岡県告示第733号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字上ノ谷4877（次の図に示す部分に限る。）、字栗ナギ4916・4919（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
み介歯24	樺島歯科医院	みやま市瀬高町小川276-1	R5・4・9	居管・予居管
大川介業16	サンアイ調剤薬局 大川店	大川市大字酒見506	R5・2・1	居管・予居管
飯居489	訪問看護 ナースステーションゆめの樹	飯塚市綱分1170番4	R5・11・1	訪看・予訪看

福岡県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日

直支57	デイサービスぬくもり	直方市大字上頓野 1961番地	直方市須崎町6番 3号	R 5・4・1
飯居71	ベストライフ株式会社東 ヶ丘訪問介護センター	飯塚市下三緒35- 442	飯塚市有安1025- 7	H30・2・1
田居174	ヘルパーステーション光 ヶ丘	田川市大字伊田 2566-4	田川郡香春町大字 中津原2079-1	R 5・10・1
田川居 103	訪問介護スマイル	田川市大字伊加利 1076-5	田川郡川崎町大字 川崎1580番地	R 5・9・20

福岡県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京居123	そうごう薬局椎田店	築上郡築上町大字椎田909-1	R 5・8・31
嘉麻居105	訪問看護 ナースステーション ゆめの樹	嘉麻市鴨生字野間257-32	R 5・10・31

福岡県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
飯生349	奈田クリニック	飯塚市横田325-1	R 5・9・22
像生歯87	和田歯科医院	宗像市自由ヶ丘三丁目16-7	R 5・10・1
大生歯231	くま歯科こども歯科	大牟田市上官町二丁目4-6	R 5・11・1
中生歯57	医療法人隆和会なかま大人こども 歯科	中間市中央五丁目1-21	R 5・2・1
行生歯96	すみむら歯科行橋クリニック	行橋市行事二丁目14-7	R 5・11・1
福津生薬46	東福岡薬局	福津市東福岡三丁目4-5	R 5・10・1
像生薬74	河東調剤薬局	宗像市須恵一丁目16-24	R 5・10・1
柳生薬64	平成堂薬局高畑店	柳川市三橋町高畑192-1	R 5・11・1
宰生訪18	訪問看護ステーション ふくの 木	太宰府市国分一丁目18-38- 203	R 5・10・1
糸島地生訪 10	訪問看護ステーション れんと	糸島市志摩師吉5-10	R 2・10・1
朝倉生訪6	訪問看護ステーションらいは	朝倉市来春150	R 5・10・1
飯生訪46	訪問看護 ナースステーション ゆめの樹	飯塚市綱分1170-4	R 5・11・1

福岡県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

粕生377	たかやま整形外科クリニック	糟屋郡新宮町夜白六丁目8-7	R4・12・12
宰生112	ゆうゆうクリニック	太宰府市五条二丁目11-3	R5・9・30
大生347	垣内クリニック	大牟田市宝坂町一丁目1-6	R5・10・1
飯生146	奈田クリニック	飯塚市横田325-1	R5・9・21
飯生歯47	奈田歯科医院	飯塚市柏の森520-2	R5・10・6
遠生歯36	和田歯科医院	遠賀郡岡垣町野間四丁目1-17	R5・6・16
中生94	なかま大人子ども歯科	中間市中央五丁目1-21	R5・1・31
京生歯100	ハロー歯科クリニック分院	築上郡築上町大字築城1904-20	R5・9・20
福津生薬7	東福岡薬局	福津市東福岡三丁目4-5	R5・9・30
像生薬11	げんかい河東調剤薬局	宗像市須恵一丁目16-24	R5・9・30
京生薬68	そうごう薬局 椎田店	築上郡築上町大字椎田909番地1	R5・8・31

福岡県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生歯83	かとう歯科クリニック	おだ歯科医院	糟屋郡志免町南里七丁目8-26	R5・9・19
粕生薬189	コスモス薬局 須恵店	コスモス調剤薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字旅石872-1	R5・10・1

那珂生薬5	コスモス薬局 那珂川中原店	コスモス調剤薬局 那珂川中原店	那珂川市中原三丁目118	R5・10・1
-------	---------------	-----------------	--------------	---------

福岡県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
糸島地生歯45	おぎの歯科医院	糸島市二丈深江868-5	R5・11・30

福岡県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ50	園田 耕司（在宅訪問マッサージLBL）	大牟田市花園町88-1	R5・11・1

田川生マ72	山上 智子（NPO法人 ゆいまーる）	田川郡福智町伊方4476-1	R5・10・20
南筑後生柔17	松本 海都（海真堂鍼灸整骨院）	三潞郡大木町大字八町牟田180-3	R5・3・1
宗遠生柔60	小野 貴史（すみれの花整骨院）	遠賀郡岡垣町東山田一丁目3-1 リヴィエールA101号室	R5・10・12

福岡県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生マ35	砥上 晃（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字倉永115-1	R5・9・30
飯生マ79	山上 智子（訪問マッサージ愛）	飯塚市横田734-1 アイジャパンビル201	R5・9・29
京生柔41	佐藤 智雄（鍼灸整骨院 長生庵 荊田院）	京都郡荊田町富久町一丁目5-10	R5・9・8
京生はき7	佐藤 智雄（鍼灸整骨院 長生庵 荊田院）	京都郡荊田町富久町一丁目5-10	R5・9・8

福岡県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
飯生柔92	堀井 伸也（Going整骨院） 飯塚市片島一丁目1-1	堀井 伸也（みんなの整骨院） 飯塚市片島一丁目1-1	R5・11・1
粕生はき28	熊野 大志（からだすこやか治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	熊野 大志（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R5・9・1
粕生はき30	濱口 寿美子（からだすこやか治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	濱口 寿美子（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R5・9・1
粕生はき37	森川 洋一（からだすこやか治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	森川 洋一（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R5・9・1
粕生はき41	安藤 ひかる（からだすこやか治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	安藤 ひかる（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店） 糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R5・9・1

福岡県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田小竹線	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から鞍手郡小竹町大字新多343番2先まで
直方	宮田小竹線	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から鞍手郡小竹町大字新多469番1先まで

福岡県告示第745号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾3丁目-2	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第746号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾3丁目-2	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第747号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾3丁目-2-1	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平尾3丁目-2-2	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第748号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾3丁目-2-2	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	三 瀧 上 陽 線	前	久留米市三瀧町西牟田6174番2先から 久留米市三瀧町西牟田6150番1先まで	7.5 ～ 34.8	163.0
			後	久留米市三瀧町西牟田6174番2先から 久留米市三瀧町西牟田6141番16先まで	9.0 ～ 34.8	

福岡県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	三 瀧 上 陽 線	久留米市三瀧町西牟田6171番2先から 久留米市三瀧町西牟田6141番16先まで

福岡県告示第751号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡筑前町栗田字堂ノ浦555の4、583の11
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため



公告

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる 区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	398.82
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	242.51
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	479.93
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	208.61
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	851.64
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	214.15
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1062.32
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	120.21
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	356.17

〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	91.35
〃	水源かん養保安林	今川	〃	819.59
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	245.12
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	158.06
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	287.34

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県個人番号利用事務系専用環境構築に関する賃貸借及び運用保守

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並び

- に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年12月8日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県個人番号利用事務系専用環境構築に関する賃貸借及び運用保守

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 納入期限

令和 6 年 3 月 31 日

(6) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年1月5日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和5年12月8日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「競争入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年12月20日（水）午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

- ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。
- イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
- ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

11 入札書

(1) 提出期限

令和6年1月5日（金）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

- ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月9日開封<福岡県個人番号利用事務系専用環境構築に関する賃貸借及び運用保守>に係る入札書在中」と朱書きすること。
- イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「1月9日開封<福岡県個人番号利用事務系専用環境構築に関する賃貸借及び運用保守>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入

札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

令和6年1月9日（火）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁行政棟10階 情報政策課OAルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 予定価格の事前公表

無

17 その他

(1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) The name of contract matter

Lease and maintenance of Individual Number Utilization Office Network

The details are described by the manual of this tender.

(2) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. on January 5, 2024

(3) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development

Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku,

Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.

TEL 092 - 643 - 3194

FAX 092 - 643 - 3121

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量、写真地図データ作成、標定点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市外4市町	令和5年8月19日から 令和6年2月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影および写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市外5市町	令和5年8月17日から 令和6年2月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影および写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市、上毛町	令和5年8月17日から 令和6年2月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町南部、水巻町南部	令和5年11月10日から 令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市大字中牟田外	令和5年11月20日から 令和6年3月20日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社都市資源開発

福岡市博多区東光二丁目16番18号

代表取締役 田箆 慶一

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等及びがれき類の破碎施設

廃プラスチック類 一日当たり 56.72 t

木くず 一日当たり 76.45 t

ガラスくず等 一日当たり 92.81 t

がれき類 一日当たり 92.98 t

3 設置場所

糟屋郡須恵町大字植木字赤石2047番91

4 指定地域

糟屋郡須恵町大字植木並びに糟屋郡粕屋町駕与丁三丁目、大字仲原及び大字大隈の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和5年12月1日から令和6年1月4日まで

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

認定番号	認定年月日	認定対象区域	縦覧に供する場所
5北整第31号の3	令和5年10月2日	遠賀郡水巻町おかの台8番地1795-28、1795-70	北九州県土整備事務所

公告

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏名	住所
熊 懷 義 孝	うきは市浮羽町山北21番地3

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
国道322号香春大任バイパス2号トンネル本体工事
- 2 工事場所
田川郡香春町大字採銅所
- 3 工事概要
トンネル工 (NATM) N = 1 式
工事長 L = 713m
トンネル延長 L = 713m
幅員 W = 9.5m
標準内空断面 A = 54.98 m²
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県田川県土整備事務所
(2) 所在地
田川市大字伊田4543-1
- 5 落札者を決定した日
令和5年10月16日
- 6 落札者の氏名等

- (1) 氏名
鴻池・松尾・鷹羽特定建設工事共同企業体
 - (2) 代表者
株式会社鴻池組九州支店
 - (3) 代表者住所
福岡市中央区長浜一丁目1番35号
- 7 落札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
2,347,679,400円
- 8 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札公告日
令和5年7月14日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良 (農道整備) 事業変更計画書の写し	令和5年12月1日から 令和6年1月4日まで	久留米市役所15階 農政部農村森林整備課

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和 5 年 12 月 1 日から 令和 6 年 1 月 4 日まで	久留米市役所 15 階 農政部 農村森林整備課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市有田中央一丁目 768 番 1、768 番 33、779 番 11、779 番 12、784 番 1 及び 768 番 29 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区諸岡三丁目 26 番 39 号

株式会社岩田産業グループホールディングス

代表取締役 岩田 春男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字陣塚 923 番 1、923 番 4、923 番 8、923 番 10 から 923 番 12 まで、924 番、925 番、926 番 1、927 番 1、933 番 1、936 番、945 番、946 番、956 番 1 から 956 番 14 まで、958 番 1、958 番 4、959 番 1 から 959 番 4 まで、962 番 1、962 番 2、963 番 1 から 963 番 4 まで、964 番、965 番、966 番 1、966 番 8、968 番 1、969 番 1 から 969 番 3 まで、970 番 1、970 番 2、971 番 1、975 番 8 及び 976 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号

G L P 小郡ロジスティック特定目的会社

取締役 北川 久芳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分三丁目 488 番 2、488 番 3 の一部、593 番 1 から 593 番 17 まで、1346 番の一部、1348 番 4 の一部、1586 番 1 の一部及び 1586 番 4 から 1586 番 10 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市御笠川四丁目 4 番 16 号

株式会社東部興産

代表取締役 白石 武士

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市徳重 1127 番 1 の一部、1249 番 2 の一部及び 1249 番 3 から 1249 番 7 まで並びに字本村 189 番 1 から 189 番 8 まで、190 番 1、190 番 7、190 番 8、191 番 4 及び 192 番 1 から 192 番 6 まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区陣原五丁目 3 番 10 号

株式会社ひかる都市開発

代表取締役 丸山 光一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市昇町五丁目110番1から110番11まで及び112番1から112番12まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 林田 浩一

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の改正に伴う規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和5年12月1日

公告

「福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
令和5年12月1日から令和6年1月9日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字六田55番3並びに志摩馬場字森園699番1及び700番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩馬場229番地
株式会社真和技建
代表取締役 田浦 眞義

公安委員会

福岡県公安委員会告示第275号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑120番地 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120番地
-------------------------------------------	----------------------------------

を

株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑120番地 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120番地
-------------------------------------------	----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第276号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小 森 弘 詞	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子一丁目28番16号
-------------------------------------	--------------------------------------

を

株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小 森 敏 弘	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子一丁目28番16号
-------------------------------------	--------------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第277号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑120番地 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120番地
-------------------------------------------	----------------------------------

を

株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑120番地 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120番地
-------------------------------------------	----------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第278号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和4年9月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小 森 弘 詞	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子一丁目28番16号
-------------------------------------	--------------------------------------

を

株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小 森 敏 弘	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子一丁目28番16号
-------------------------------------	--------------------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第283号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 1 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年1月24日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第284号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和6年1月18日（木） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和6年1月23日（火） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
令和6年1月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第285号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年12月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年2月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年2月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受

講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第286号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年1月27日（土） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。